

浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物の クリアランス制度適用に係る認可について

2024 年 5 月 21 日

当社は、浜岡 1、2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物について、原子炉等規制法(注 1)に基づき、原子力規制委員会にクリアランス制度(注 2)の適用に係る認可申請を 2023 年 8 月 31 日に申請(2024 年 5 月 9 日に一部補正)しました。

本日、当該申請について、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後、認可を受けた解体撤去物について、放射能濃度の測定および評価をおこない、その結果について原子力規制委員会に確認申請をおこなっていく予定です。

<今回の主な申請内容>

1. 対象物

浜岡 1、2 号機 廃止措置において発生する金属類の解体撤去物のうち、サプレッションチェンバ(注 3)、タービン系機器、給復水系機器 など 約 13,200 トン

2. 測定および評価方法

ゲルマニウム半導体検出器(注 4)を用いて放射線の測定をおこない、放射能濃度がクリアランス制度に定める基準以下であることを評価する。

注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

注 2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極め
て低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないも
の」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に
定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分する
ことができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

注 3 サプレッションチェンバとは、原子炉格納容器の一部で、大量の水を貯蔵しているドーナツ形
の設備です。事故時に原子炉や格納容器内の蒸気を貯蔵した水の中に導き、冷却・凝縮させるこ
とで圧力の上昇を抑制する機能を有しています。

注 4 ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムの半導体を使用した放射線検出器で、放射線(ガ
ンマ線)を精度よく検出できます。

◆これまでお知らせした内容

・ 浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に
係る認可申請について

([2023年8月31日お知らせ済](#)、一部補正について[2024年5月14日お知らせ済](#))

以 上